

令和7年 金沢市教育委員会議第5回定例会 会議録

1 日 時 令和7年5月28日（水）

開会 13時30分

閉会 14時25分

2 会 場 金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 出席委員（7名）

教 育 長	野 口 弘
教 育 委 員	田 邊 俊 治
〃	大 島 淳 光
〃	丸 山 章 子
〃	木 村 陽 子
〃	長 澤 裕 子
〃	櫻 吉 啓 介

4 欠席委員（なし）

事務局	教育次長	堀 場 喜一郎
	担当次長（兼）教育総務課長	前 多 洋 一
	教育総務課長補佐	内 山 善 之
	担当次長（兼）学校職員課長	中 田 知 邦
	学校職員課担当課長・管理主事（兼）課長補佐	中 田 義 成
	担当次長（部活動地域移行担当）（兼）学校指導課長	貞 廣 賢 了
	学校指導課担当課長（兼）課長補佐	藤 田 亮 治
	市立工業高校事務局長	今 井 信 也
	生涯学習課長（部活動地域移行担当）	小 川 晶 子
	図書館総務課長（兼）玉川図書館長	岩 崎 友 代
	教育プラザ総括施設長	熊 谷 有紀子
	（兼）学校教育センター所長	
	（兼）特別支援教育サポートセンター所長	

5 案 件

議案第11号 金沢市立工業高等学校教科用図書選定委員会への諮問（令和8年度使用教科書（高等学校用教科書））について（市立工業高等学校事務局）

非 議案第12号 令和7年度金沢市議会6月定例月議会提出予定案件について
(生涯学習課他)

報告第4号 令和7年度金沢市立小中学校児童・生徒数等について（学校職員課）

報告第5号 金沢市立小中学校の勤務時間記録の集計結果（令和6年度分）について
(学校職員課)

そ の 他

（1）令和6年度学校教育センターにおける教育相談事業について

（2）次回の定例会議の日程について

6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議挨拶に続いて、傍聴希望者2名について協議し、傍聴を許可した。次に、会議録署名委員に田邊委員を指名した。本日の議題について、野口教育長が議案第12号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第11号、報告第4号、報告第5号、その他（1）について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、6月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に、議案第12号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

* 6月の定例会議の日程：令和7年6月25日（水）13：30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○ 議案第11号 金沢市立工業高等学校教科用図書選定委員会への諮問（令和8年度使用教科書（高等学校用教科書））について（市立工業高等学校事務局）

（説明の概要）議案書2ページ。諮問の概要は、教育委員会が金沢市立工業高等学校教科用図書選定委員会に対して、令和8年度に市立工業高等学校で使用する教科書について答申するよう求めるものである。

教科書研究に当たっての観点を七つ列挙してある。これらの内容は、本校の教育目標や教育方針、学習指導要領を踏まえ、選定委員会の補助機関の位置付けである校内の選考委員会において選考基準としているものである。

教科書採択の手続きは、①教育委員会は教科書採択に係る意見を答申するよう選定委員会へ諮問する、②諮問を受けた選定委員会は本校教員で構成する選考委員会に教科書の専門的事項の調査研究を依頼する、③選考委員会は調査研究を行い、選定委員会へ結果等を報告する、④選定委員会はこの内容を踏まえて審議し、教育委員会に対して答申を行うという流れとなっている。

野口教育長

県立学校の採択はどのような仕組みになっていますか。市立工業高校と同じような流れですか。

今井市工高事務局長

県立高等学校の教科書採択については、県教育委員会の各教科指導主事の指導・助言を得ながら各校で使用教科書を選定し、その結果を県教育委員会に一括して報告、承認を得ています。

○ 報告第4号 令和7年度金沢市立小中学校児童・生徒数等について（学校職員課）

（説明の概要）議案書8ページ。報告にある数は5月1日現在であり、児童・生徒数はその後変動があるものの、教員数と学級数は変動がない。

児童・生徒数は、小学校52校1分校の総計が21,269人で、中学校24校1分校の総計が10,695人。10年前と比べて小学校で2,408人減、中学校で1,049人減となっている。

教員数は小学校が1,254人、中学校が685人、合計1,939人となり、10年前と比べて合計で12人増となっている。

学級数は、小学校は通常学級が752、特別支援学級が141の合計893学級、中学校は通常学級が308、特別支援学級が62の合計370学級となっており、10年前と比べて小中学校ともに通常学級数は減少し、特別支援学級数は増加している。

櫻吉委員

平成27年と令和7年を比べると、児童・生徒数は約10%の減です。通常学級の数も10%ほど減っているのに対し、特別支援学級の数が20%以上増加していると思うのですが、実際に特別支援学級に通学する子どもの数はどうなっているかというデータはありますか。

中田学校職員課長

詳細な人数は手元にないのですが、学級数がこれだけ増加しているということは対象となる児童・生徒が増えていることは確かです。

櫻吉委員

なぜこういう質問をしたかというと、特別支援学級数の増え方が通う人数以上に増えているとすると、1教室の子どもたちの数が増えて、教員の皆さんのがんばりがすごく増えているのではないかという危惧があるからです。実際、支援級は8人まで可能だと思うのですが、総合訪問などで見ても8人は絶対無理というような教育環境になっています。その部分はどうなっているのかと思ったのです。

中田学校職員課長

櫻吉委員がおっしゃったように、学校によっては8人に近い児童・生徒数を特別支援学級で指導している現状もあります。今度訪問する北鳴中学校も人数が多いと伺っています。そのような中できめ細かく指導するためには、先生方の工夫だけでは收まり切らない部分もありますので、教育委員会としてできるサポートをしていきたいと思っております。

櫻吉委員

ぜひ担任の先生をサポートするような体制を取っていただきたいと思います。

野口教育長

田邊委員、今の件について全国教委連で何かお話は出ていますか。

田邊委員

全国的に人口減はどの自治体も共通した課題です。こうした中で学級編制を35人とする義務標準法改正が中学校でも導入されることになり、この点を含めて教員配置と業務改善を並行して推進できるようしていくことを課題視しています。また、特別支援学級の数が著しく増えていることへの手立ても重点課題です。全国的な状況と本市の状況はリンクしています。人口減の見込みに関しては自治体ごとに差がありますが、減っているのは間違いないので、それに見合った教育環境をどうしていくのかというのは本当に大きな課題になっています。

野口教育長

今月、全国都市教育長協議会の定期総会並びに研究大会があり、そのとき毎年、国に対して要望を出すのですが、その中にも特別支援学級の1学級8名は多く、6名か4名にならないだろうか、また複数学年が一つの学級になることがあるので、複数学年の学級を撤廃できないものかと要望があり、それに基づいて国に対して要望していこうという話はありましたし、中核市でも同じような意見が出ています。教育長会としてこの要望を国に伝え、実現できるように頑張っていこうということで意見が固まっています。

丸山委員

今の話とも関連があると思うのですが、単純に児童・生徒数が減っているのに対して教員の数が増えている理由を教えてください。

中田学校職員課長

教員の数が減っていないのは、教員の数は学級数に基づいて配置されているためです。今、小学校では35人学級ということで教員が配置されています。児童・生徒数は少なくなってきたのですが、学級数に基づき配置する先生の他に、学校の教育活動をより充実させるために加配教員も付きますので、児童・生徒数が減っている割に教員数は変わっていないという現状があります。

田邊委員

学級数に関しては、通常学級が減っていて、特別支援学級が増えてきているという実態が見えます。教員の数は一見して増えているのですが、通常学級に配置される教員の数と特別支援学級に配置される教員の数が、学級数とリンクして、片や減っているか横ばい、片や急増しているというのが実態だと思うのですが、その実数は分かりますか。今年度の通常学級に配置される先生の数は10年前と比較してどうなっているのか、片や特別支援学級に配置される先生の数はどんなふうに変化しているのか、教員数の変遷はどうなのでしょうか。

中田学校職員課長

通常学級数は、国の義務標準法で定められた定数に基づいて配置されます。従って、現状に応じて決められた教員が配置されることになります。特別支援学級は非常に多くの学校に設置されていて、市内の小学校・中学校では2校以外全ての学校に設置されています。そこに必ず教員がついていますので、教員数としては増えているという捉え方をしています。

田邊委員

特別支援学級の教員数が増えているので、トータルでは増えているように見えますが、通常学級の教員数がどれくらい変化してきているのかということも気になるところです。教員確保の課題などもありますので、そのあたりはどのぐらいの変化があるのでしょうか。

中田学校職員課長

「3. 学級数の推移」を見ていただくと、平成27年度の通常学級数が1,148、令和7年度は1,060と少なくはなっているのですが、学校の学級数に応じて標準配置として必ず担任以外の先生たちが配置されますので、そんなに減ってはいないと捉えています。

田邊委員

特別支援学級も種別に応じた先生の配置が必要で、8人が同じ学年や種別であれば先生方の配置は1人で済むかもしれません、種別に応じて配置することが必要になります。学級数の増え方とどういう種別に応じた学級区分になっているのかによって違いがあるでしょうし、そのあたりはまた実態に応じた捉え方の必要がありそうです。

○ 報告第5号 金沢市立小中学校の勤務時間記録の集計結果（令和6年度分）について（学校職員課）

（説明の概要）議案書10ページ。「1. 対象者数及び対象職種等」。対象となる教職員数および職種は資料のとおりである。

「2. 時間外勤務時間の平均」。令和6年度の時間外勤務時間の1カ月当たり平均は、小学校が33時間15分、中学校が42時間40分であった。令和5年度と比較して小学校は1時間51分、中学校は2時間減少した。また「週休日・休日」の時間外勤務時間の1カ月当たり平均は小学校が31分、中学校が7時間34分であり、令和5年度と比較して小学校は15分、中学校は39分減少した。

「3. 時間外勤務時間の分布」。令和6年度の時間外勤務時間の1カ月当たり平均で、長時間の過重業務とされる80時間を超えた教職員の割合は小学校が0.9%、中学校は8.8%となった。令和5年度と比較すると、小学校で0.4ポイント、中学校で1.5ポイント減少した。

「4. 令和6年度の職種別集計」。1カ月当たり平均が最も多いのは、小学校では「教頭」、中学校では「主幹教諭」となった。令和5年度と比較すると小学校では全ての職種で減少しており、中学校では「教頭」の時間外勤務時間が増えている。

教職員の時間外勤務時間は、少しずつではあるが減少傾向が続いている。これは各学校が業務改善の工夫を重ねるとともに、教職員の意識も変わってきた結果だと捉えている。しかし、このままで良いとは思っていないので、引き続き教職員の時間外勤務時間の縮減を図り、教職員

が本務に専念できる時間の確保に向け、取り組んでいきたい。

木村委員

先生方の大変な努力で時間がだんだん減少していることは、本当に皆さまのご努力だと思って感心しています。ただ、どこまでやればいいのかというものが見えないので、大体ここまでという目安のようなものはあるのですか。少しずつ下がってきたというけれども、まだまだ縮小できる余地があるのかもしれないし、仕事はやらなければいけないというギャップもあると思います。校務支援などいろいろ取り入れられて、その成果もこの数字には表れていると思うのですが、現実と理想がわれわれには分からぬので、どれくらいが理想なのかが分かればと思います。

中田学校職員課長

教員の本務として、授業を教えることがあります。明日の授業準備をしっかりとる時間は確保しなければなりませんし、学校ですので多くの児童・生徒が関わりを持つ中でトラブル等が起きます。そこに対しても教員が対応することになります。いろいろな部分で学校の工夫もあり、教育委員会の支援もあって、小学校では月平均33時間、中学校では42時間まで減ってきてはいるのですが、その下がり幅は年々小さくなってきていると思っています。

どうしてもそうした部分の時間は確保しなければいけませんし、例えば教員の勤務は朝8時10分からなのですが、その前に子どもたちが登校してきたり、子どもたちを見る先生も必要となります。そんな部分でいうと、ゼロにしていくことは難しいのですが、国によって教員の給特法で月30時間程度に減らしていきたいという方針が示されていく形になると思います。ぜひその数を下回るよう、小学校はもう少し頑張っていきたいと思っています。

ただし、中学校については、放課後や土日に子どもたちが部活動を行っています。30時間になかなか近づかない現状がありますので、部活動の地域展開の進捗も見ながら検討していきたいと思っています。

木村委員

休日の部活動のことや学びの多様化などがこうした数字の裏付けにあるのだなと思って拝見しました。

田邊委員

これまでの調査の蓄積を見ると、かなり減ってきたというのは歴然としているのですが、改正給特法が成立した場合には月30時間が新たな目標となります。今まで月45時間を一応の目安にしていましたが、2029年度までに月30時間目標とするようになりますので、それに向けてどうするのかということをもう一段踏み込んで取り組んでいかなければならなくなります。

努力を重ねてここまで減ってきましたが、45時間の数値に達している先生方は小学校で7割程度、中学校では半数程度です。45時間という目標値でもそれを上回る先生方が相当程度いることも現実なので、月30時間目標にして取り組むには、一段も二段も進んだ取り組みが必要になります。学習指導要領が新しくなったときに、いろいろな意味での緩和措置というのか、人員配置にしても進んでいくと期待していますが、4年後に月30時間を目指すには現状ではまだまだというのが今の姿だと思います。

相当の努力でここまで来たことは大きな成果だと思うのですが、これに甘んじず、さらに一步進めることができ求められます。実態がどれぐらいこれに映し出されているのかは分からぬ面があり、家に帰って仕事をする先生方もいらっしゃると思いますし、なかなか数字に表れない姿があることも一方であると思いますので、学校単位で一丸となって取り組むことが必要だというメッセージをしっかりと発信していただけたらと思います。

中田学校職員課長

改正される給特法には、教員 1 人当たりの授業時数の削減や教職員定数の標準見直しも明記されています。また教育委員会においては、業務量管理・健康確保措置実施計画案を策定することになりますし、この計画案を各学校に提示しながらしっかりと意識してもらいます。そうした中でしっかりと実態を把握していくという動きも考えられています。学校において、そして全ての先生方において、意識改革も含めてもっと取り組んでいけるように努めていきたいと考えています。

野口教育長

時間外勤務時間を減らそうということについて、当初二つの大きな目標がありました。一つは過労死ラインといわれる 80 時間超えの教員をゼロにすること、もう一つは月平均時間 45 時間を目指すことです。月 45 時間にについては、本市においては小学校も中学校もクリアできましたが、80 時間超えの先生が依然としておられるので、ここをクリアしていかないといけないのだろうと思います。

さらに、給特法の改正では 30 時間までにするという目標を掲げており、そこまでいくにはなかなかしんどいだろうと思っています。一番効果的だと思うのは人を増やすことだと思います。このことについては、教育長会議から毎年要望を上げていますが、教員の働き方改革に対する財務省と文部科学省の思いは違っていて、文科省は一生懸命削減に努力しているけれども、財務省は何もしていないという意識でした。このことについて、お互いに意見を交わす中で、文科省の言っているとおり学校は頑張ってきたけれども、目標ラインにはまだ達していないということで、給与は上げるけれども、もっと努力して働き方改革を進めてくださいというのが、今回の給特法の大きな狙いだと思っています。

やはり人を増やすのが一番大事なのだろうと思います。しかし、それはいいながらも働き手がなかなか見つからないという現実もあるし、これをどう進めていくかということについて自分たちもさらに議論していかないといけないと思っています。いずれにしろ 30 時間というのはこれからクリアしていかなければならぬ大きな目標になると思いますので、頑張っていければと思います。

○ その他（1） 令和 6 年度学校教育センターにおける教育相談事業について

（説明の概要）議案書 12 ページ。令和 6 年度より教育相談係内に特別支援教育サポートセンターを開設し、特別支援教育の充実を図っている。それらを含めて教育相談の状況についてご報告する。

令和 6 年度に教育に関する相談を受理した件数は 962 件で、前年度より 330 件増加した。これは特別支援教育サポートセンターを新たに設置したことが大きい。

相談の主訴は、発達障害と不登校など一つだけではなく重なりがあるが、1 番目の主訴をまとめたものとなっている。発達障害や発達特性に関する相談が最も多く、次いで不登校・不登校傾向の相談が多い。

「3. 相談事業種別」は、（1）～（3）の事業は教育プラザ富樫、教育プラザ此花における事業、（4）（5）は特別支援教育サポートセンターでの事業である。「（1）面接相談」は 7,201 件で、減少しているのは令和 6 年度まで行ってきた就学相談事業等がサポートセンターに集約されたためであり、実際には微増となり、多くの保護者や子どもたちが利用している。「（4）特別支援教育サポートセンター」においては主に年長児の就学相談の充実を図っており、保育園や認定こども園等を訪問し、園で子どもたちの様子を見ながら保護者等の相談を受けたり、電話での相談等、よりきめ細やかな就学相談を実施できたと考えている。「（5）巡回専門相談」は、学校の申し込みに応じて心理士等の専門家が学校を訪問して、子どもの様子を観察し、先生方の相談を受け、子どもの理解や支援の方向性等について共に考える相談事業である。件数が増加しているのは、令和 6 年度より特別支援教育サポートセンターを窓口とし、新たに指導主事も加わっ

て巡回相談を実施したためである。

引き続き、学校や保護者、子どもたちのさまざまな相談に対し、丁寧に課題の解決、改善を図りながら、不適応の未然防止等の視点を大切にした、より適切で効果的な教育相談に取り組んでいきたい。

長澤委員

特別支援教育サポートセンターの開設によって巡回専門相談が増えたり、相談体制がより充実していることが数字に表れていて大変うれしく思います。受理件数で中学生と高校生が減っているのですが、この年代のお子さんたちの相談件数が減っている理由と、その子たちはどこに相談に行っているか、傾向を教えていただけますか。

熊谷教育プラザ総括施設長

受理件数の中学生と高校生が減っているということで、まず中学生については学校指導課で令和6年度、全ての中学校において校内教育支援センターを校内に設置し、従来は半日であったものが丸1日通える居場所を確保しました。実際には教育支援センターに通っている子どもたちも、これまで引きこもりからようやく個別の大人との1対1に通ってきた後、少しづつ別室の方に行けていたのですが、昨年度の割合としては非常に多くの生徒が校内教育支援センターにも行けるようになりました。教育支援センターの個別に通いながら中学校の校内教育支援センターに通える子どもたちも多く、中学校において減ったのは校内の相談体制の充実が一番大きかったと感じています。

高校生については、特段少なくなっているように見えますが、実際には中学生までを対象としていて、高校生になってからの経過を報告しに来てくださったものを受けているので、特段ここには大きな原因はなく、報告に来てくださった子どもさんがこの年は少し少なかったと思っています。

長澤委員

校内教育支援センターが充実していることがとてもいいですね。実際そういうところに行くことによって、そこで悩みを話して解消したりということも現実にはあるのでしょうか。

熊谷教育プラザ総括施設長

学校教育センターで感じているところでは、不登校で家から一歩も出られない子どもたちが非常に多くおり、そういう期間が非常に長くなっています。このまま大人になるような引きこもりに近いような状況で保護者の方が相談に来てくださいって、ようやく数カ月後に子どもさんが「周りに人がいなくて大人と1対1ならば何とか行けるかもしれない」と家から出て来ることができるようになります。個別の教育支援センターに毎年約150人まではいかないですが通っています。

そこで1対1でお話というか自分の悩みを伝えたり、これから学校生活をどうしたらいいかとか、友達はどうしていくかという相談をする力を身に付けた後、校内教育支援センターも併用していくような子どもたちが非常に多いです。子どもたちの話を聞いていると、個別で学んだスキル、付けた力をもとに校内教育支援センターの支援員や担任の先生に上手に相談できるようになって、通える日数が増えたり、今までではお話だけだったのですが学習をしたり、特に今年度は給食が食べられるようになった子どもたちが多くなったなど感じています。

長澤委員

良い連携ができていると思いました。

櫻吉委員

相談受理件数が1.5倍ぐらいに増えていますが、その子たちは面接相談や専門相談につながっていくものなのですか。だとすれば、面接相談や専門相談の数は横ばいなので、どこでどういうふうに処理されているので

	しょうか。
熊谷教育プラザ総括施設長	受理件数については学校教育センター、サポートセンターも含めた、いわゆるカルテの数になりますので、Aさんという子が教育支援センターに登録している場合もありますし、それだけではなくて保護者が相談に通いながら、専門家の意見も聞きたいので専門相談を予約して、相談することもあります。数え方が非常に難しいのですが、全体としてカルテがあって、例えば不登校で教育支援センターにお子さんが通ったり、保護者が相談に月1回継続的に通っている中で、サポートセンターのLDのプログラムにも参加するということになるとサポートセンターにもカウントされることになるため、カルテの数とその内訳の利用の数になります。
櫻吉委員	ダブっている可能性があるからということですか。
熊谷教育プラザ総括施設長	はい、重なりがある可能性もあります。
田邊委員	今説明のあったカルテの数から実数が推測できますが、令和5年度と令和6年度とを比べて急激に増えたのは特別支援教育サポートセンターが開設されたからという説明がありました。特に発達障害と不登校の項目が非常に多いのですが、小学校・中学校を分けて考えると、小学生で増えたり、中学生で増えたりという傾向はあるのですか。
熊谷教育プラザ総括施設長	例年、発達障害と不登校で7～8割ぐらいになるのですが、特徴としては、小学校のときは発達特性が非常に表に出ている特徴もあって、学校に行っていて、巡回相談で学校を訪問して、学校の先生が子どもたちをどう理解して関わったらいいかという相談であったり、子どもにトラブルがとても多いので、保護者が今から相談に通い始めて医療機関につながっていこうということが小学生は多いのです。これは自分たちの課題で、ここを何とかしていかないといけないのですが、中学校の場合は逆で、引きこもり・不登校となってしまった状態でこちらに相談にいらっしゃって、アセスメントや相談の継続の中で発達障害があることが分かることが多いです。中学生は不登校から発達障害の診断に至って、家族や周囲の新たな関わり方や子供たちに合った自分の道を見つけていくような相談等作業が必要になります。
田邊委員	実態が分かったような気がします。早い段階から発達障害の特性が把握できれば、不登校になったり、引きこもりになったりすることが防止しやすいのですが、そうではなくて中学生段階から不登校になる場合に、予兆があったにもかかわらずそこまで見過ごしてしまったというか、二次障害、三次障害で不登校になってしまったというところをどうさかのぼって対応していくのかが大事になってくると思いますので、予兆が見え始めた段階から注意して対応していただければと思います。
熊谷教育プラザ総括施設長	最初から特性が分かって環境を整えて育てていくことで個性に近づいていくと思います。サポートセンターを開設して年長さんの就学先にかかる相談を丁寧にやり始めましたので、しっかりと早くから周囲が分かって、適切な支援をしていくことにより、不登校の未然防止にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上

会 議 錄 署 名

教 育 長 _____ 署 名 _____

教 育 委 員 _____ 署 名 _____

(田邊委員)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第12号 令和7年金沢市議会6月定例月議会提出予定案件について（生涯学習課他）

審議結果についても非公開

以上